

大口町告示第93号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように決定する。

その関係図面は、告示の日から1週間（ただし、大口町の休日を定める条例（平成元年大口町条例第19号）第1条第1項各号に規定する町の休日を除く。）産業建設部維持管理課において一般の縦覧に供する。

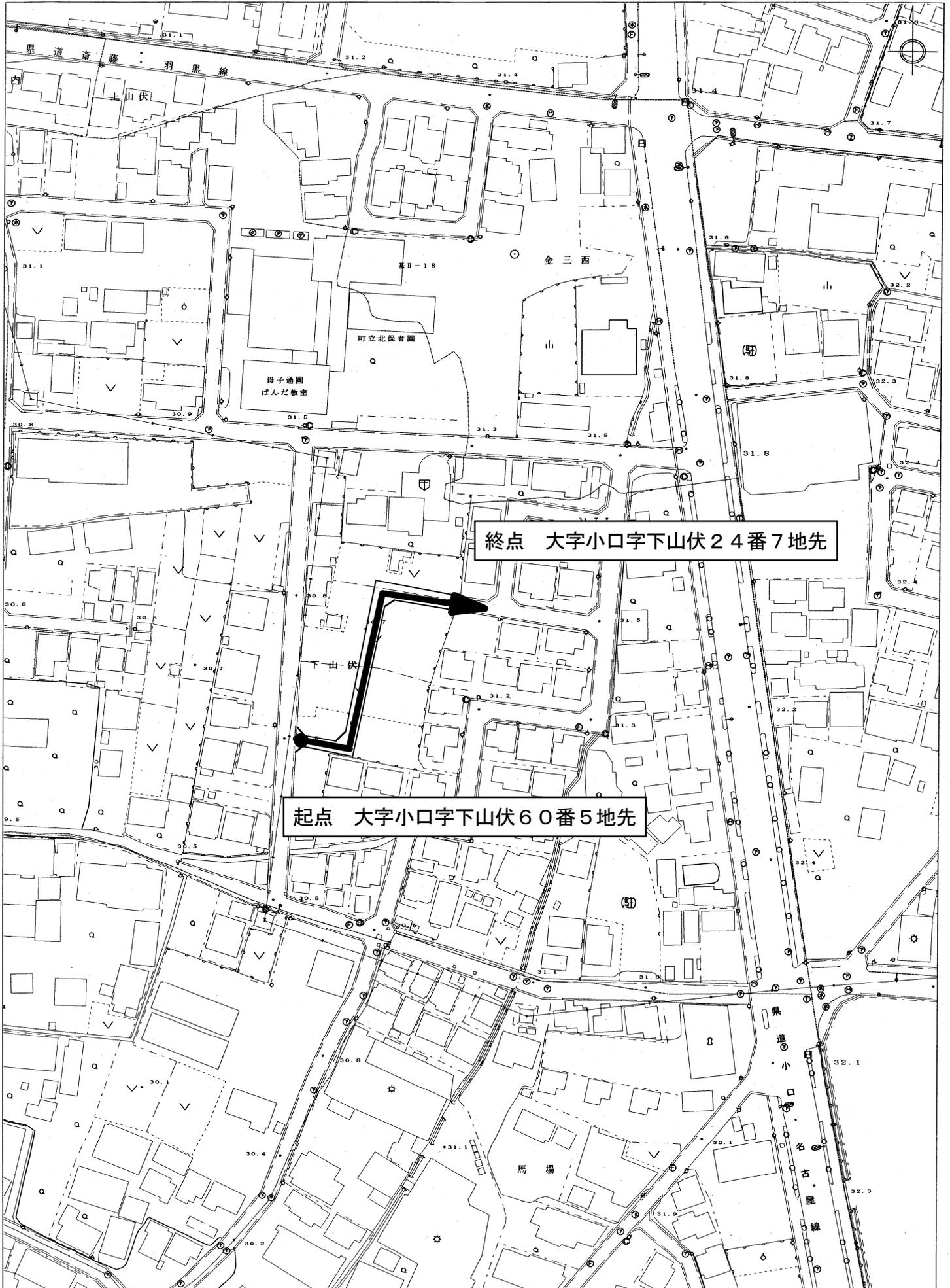
平成30年9月28日

大口町長 鈴木 雅 博

道路の区域決定

路線番号	路線名	区間	敷地幅員	延長
612	町道 中小口112号線	大字小口字下山伏60番5 地先から 大字小口字下山伏24番7 地先まで	5.0～9.6m	103.9m

道路の区域決定 町道中小口112号線 位置図



終点 大字小口字下山伏24番7地先

起点 大字小口字下山伏60番5地先

1:1,500

0 1 2 3 4 × 10m